

平成 27 年度 第 5 回長野市総合計画審議会 会議次第

日時：平成 28 年 1 月 22 日（金）

午後 2 時から

会場：庁議室（第一庁舎 5 階）

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第五次総合計画 基本構想（素案）について

(2) その他

4 閉会

長野市総合計画審議会

資料集

第五次総合計画基本構想（素案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第五次総合計画と人口ビジョン・総合戦略との関係・・・・・・・・ 23

平成 28 年 1 月 22 日

長 野 市

第五次長野市総合計画 基本構想(素案)

I 序論

1 策定の趣旨

・平成17（2005）年1月と平成22（2010）年1月の合併を踏まえ、安定成長時代への移行を前提に、新たなフレームで平成28（2016）年度を目標年次とする第四次総合計画を策定し、「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を目指して、まちづくりを進めてきた。

・平成23（2011）年の地方自治法の改正では、国の地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体の運営に関し、基本構想の策定義務が廃止された。

・人口減少や少子・高齢化の本格的な進行等、従来にはない変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針として、長期的な展望を示すために第五次長野市総合計画を策定することとした。

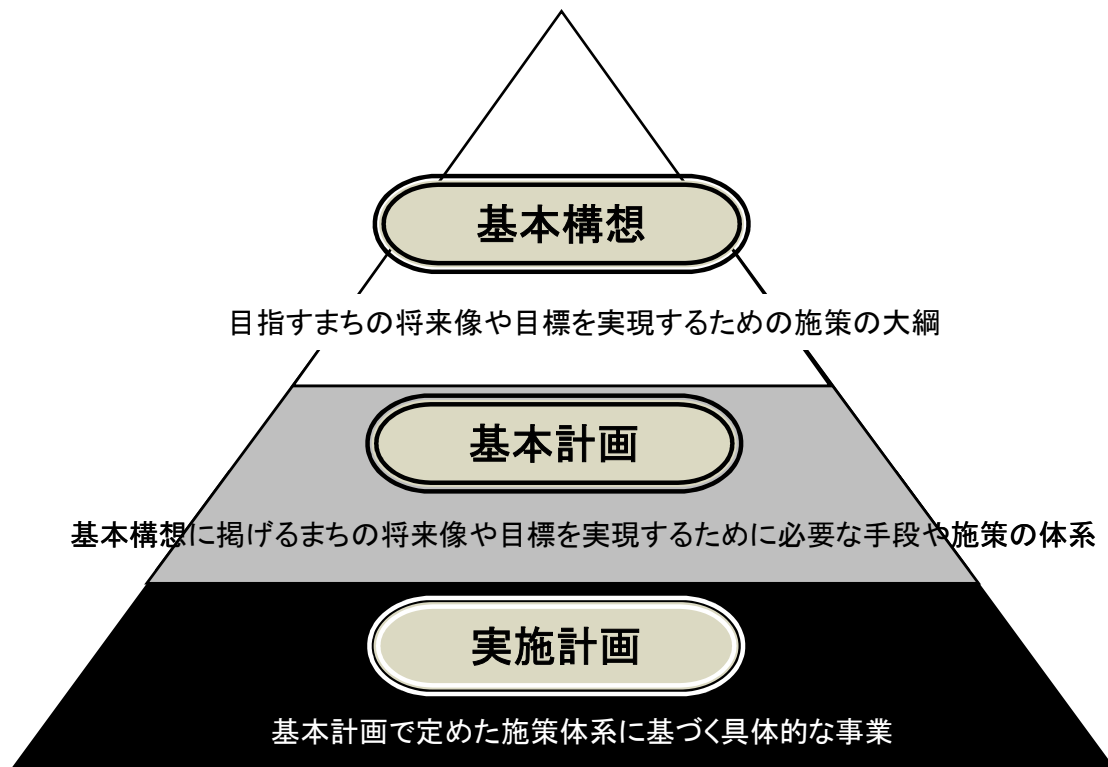
・多くの分野で策定されている個別計画は、本計画を補完し具体化しているものであり、本計画は本市の最上位計画（最高方針）として位置付けるもの。

・平成27（2015）年8月には、長野市議会の議決すべき事件に関する条例が施行されており、本計画の基本構想については議会の議決を経た。

平成29年4月の完成形の状態

2 計画の構成

- ・基本構想、基本計画、実施計画の構成とし、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応する。
- ・基本構想は、長期的な観点に立ち様々な情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにし、これらを実現するための施策の大綱を示す。
- ・基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにする。
- ・実施計画は、基本計画で定めた施策体系に基づく具体的な事業を示す。



3 計画期間

- 基本構想:10年【平成29(2017)から38(2026)年度まで】
- 基本計画:5年【前期は平成29(2017)から33(2021)年度まで】
- 実施計画:1年

		(年度)										
		平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38	
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
基本	構想	→										
基本	計画	→					→					
実施	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

4 時代の潮流と長野市らしさ

策定方針の「計画策定の背景」で示した内容を中心に
本市を取り巻く時代の潮流を記載

(1) 時代の潮流

■本格的な人口減少時代の到来

- ・わが国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面に入っており、今後、減少スピードは加速度的に高まると推計されている。
- ・本市も、平成12（2000）年にピークとなり、今後は減少基調の推計となっている。また、人口構成は、より一層少子・高齢化の進行が見込まれており、社会保障関係費の増大が懸念される。
- ・人口減少、少子・高齢化が進む中にあるのは、経済規模の縮小や市税収入の減少が見込まれることから、効率的・効果的なまちづくりを進めていく必要がある。
- ・地方から大都市圏、とりわけ東京圏への流出傾向が続いており、歯止めをかける対策の必要性が高まっている。

■価値観の変化・多様化(心の豊かさの追求)

- ・物質的に成熟した現代社会において、価値観や生活様式が変化・多様化してきており、人々の志向は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ変化している。
- ・市民ニーズが複雑化・高度化していくことが想定されるため、的確に対応していく必要性が高まっている。
- ・社会基盤整備が進む中、有効に活用しながら「量から質へ」といったハードからソフトへの転換の必要性も高まっている。

■安全・安心に対する意識の高まり

- ・東日本大震災の発生、局地的な豪雨による浸水被害などが続発していることから、災害に対する危機意識が高まっている。
- ・大気汚染などの環境問題や特殊詐欺などの事件・事故の続発により、安全・安心に関する意識も高まっている。

■経済情勢

- ・経済情勢の安定成長から低成長への移行を踏まえ、市税の大きな伸びは期待できない状況にある。
- ・こうしたことから、戦略的な施策の絞り込みや限られた経営資源の効率的な配分による財政状況等に即した自治体経営が必要である。

★このように、変化の激しい社会・経済情勢の中、自治体として大きな転換期を迎えていると言える。

(2) 長野市らしさ

「長野市ならではの」や「長野市らしさ」を10点で掲載

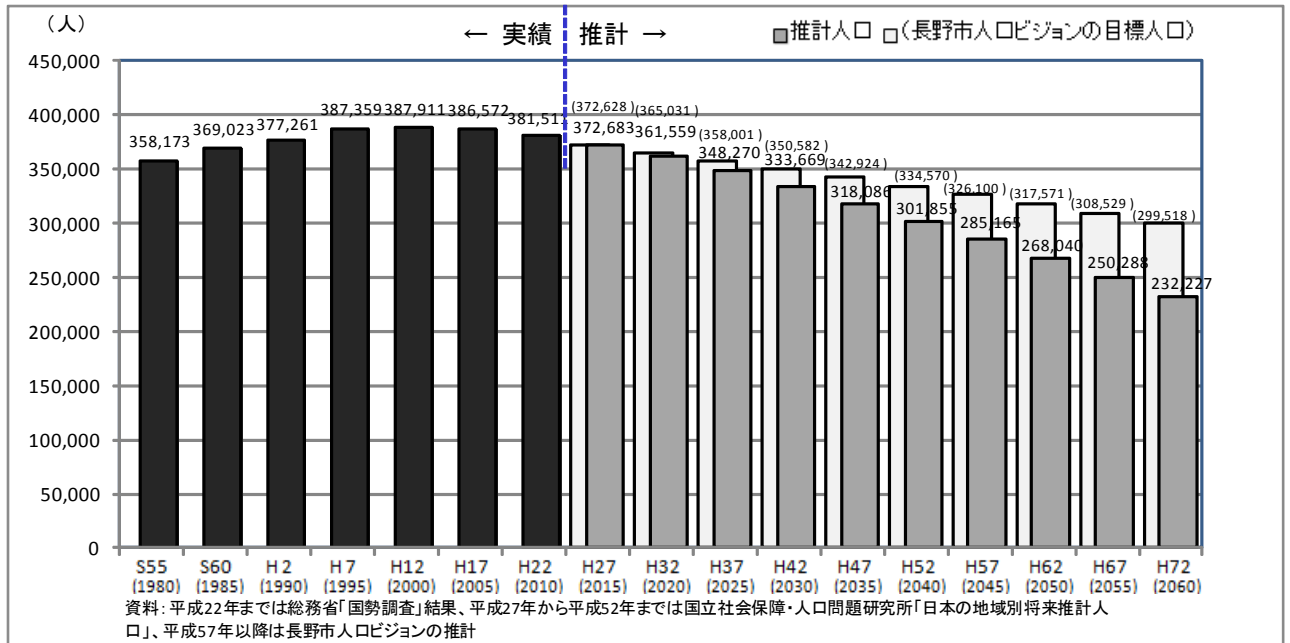
- ① 自然環境と生態系を健全に維持していくための基礎となる生物多様性が保全され、飯縄山、戸隠山等の壮大で豊かな自然に恵まれている。市街地から自動車です30分程度の距離に広大な自然が広がっている。
 - ② 豊かな自然の観光交流や子育てなどへの幅広い活用に関して課題を抱えている。
 - ③ 北陸新幹線(長野経由)や高速道路等の高速交通網により、太平洋側と日本海側を結ぶ拠点都市としての機能を持っており、新幹線では、東京から最速で約80分と首都圏へのアクセスが良い。
 - ④ 平成27(2015)年3月の新幹線金沢延伸により通過都市となる懸念があるとともに、滞在型観光地の実現に向けた課題がある。
 - ⑤ 平成10(1998)年に第18回オリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、世界的な知名度を有しているとともに、開催を契機に様々な有形無形の財産も有している。
 - ⑥ オリンピック・パラリンピック冬季競技大会開催から多くの時間が経過しており、有形無形の財産の活用や後世への伝承に課題を有している。
 - ⑦ 中央高地の気候であるが日本海側の気候の特色も併せ持っており、盆地特有の大きな寒暖がある。降水量は少ない地域であり、晴れの日や日照時間は全国的に多い方であるものの、特に冬季は晴天の日や日照時間が少ない傾向にある。山々に囲まれていることから、台風の影響は比較的少ない傾向にある。
 - ⑧ 古くから善光寺の門前町として栄え、明治30(1897)年に市制を施行して以来、政治・経済及び交通の要として発展してきた。
 - ⑨ 武田信玄と上杉謙信が戦った川中島合戦、真田十万石の城下町松代、伝説の里戸隠や鬼無里など全国的に有名な歴史・文化遺産を有している。
 - ⑩ 合併による市域の拡大に伴い、地域の住民ニーズや特性に配慮した施策が求められていた中、地域住民との協働による取組を行うことで、地域の実態に即したまちづくりを進めるとともに、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民主体のまちづくりを積極的に支援していく都市内分権を進めている。
- ★これまで、十分に利用・発信していない資源や環境を強みとして再認識し、活用に向け従来になかった横断的な体制による取組が必要となっている。

5 基本指標

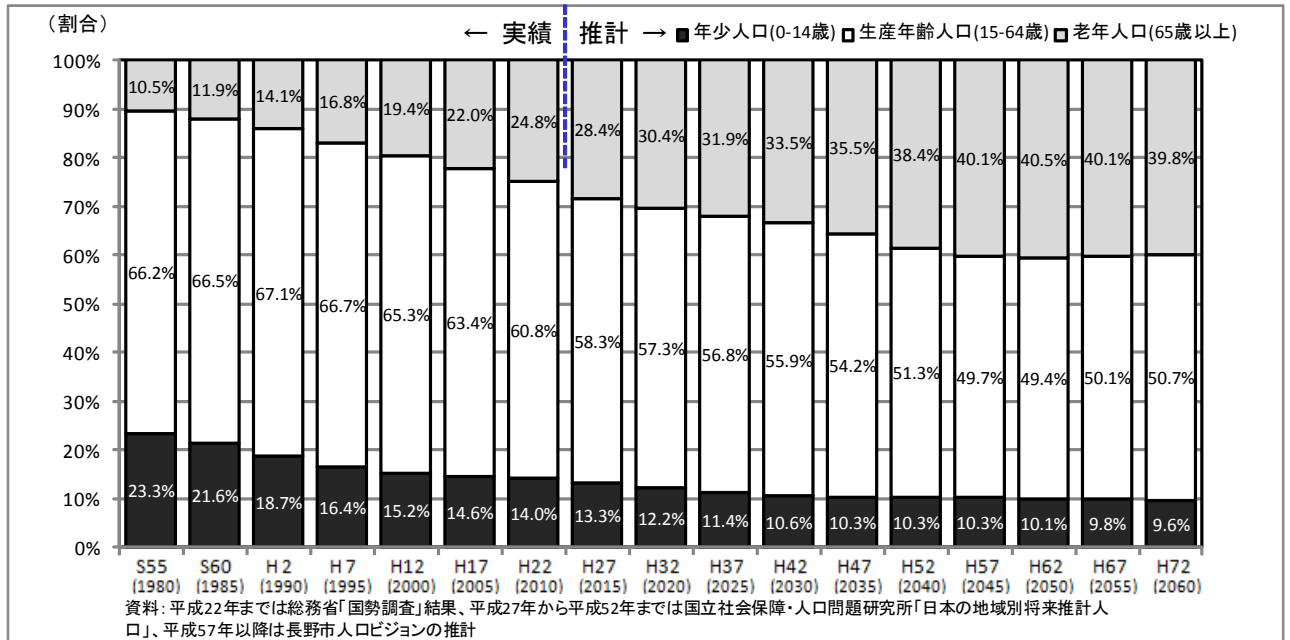
(1) 人口推計

■ 総人口

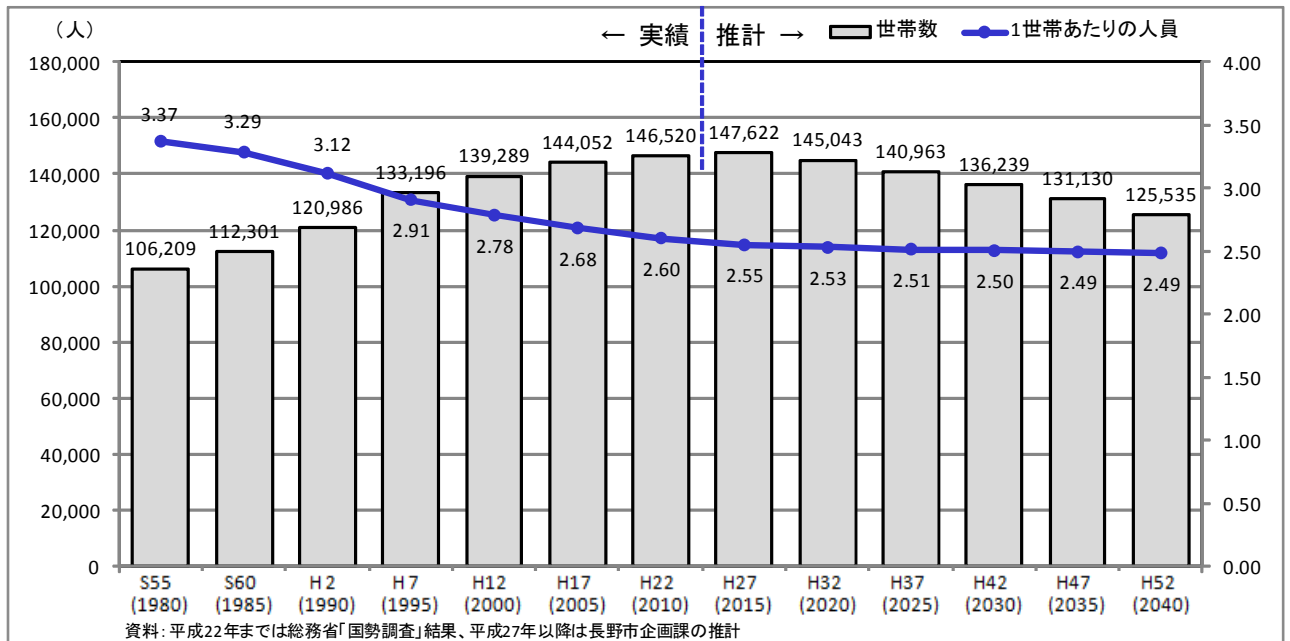
まちづくりの枠組みに関し、総人口等の推計、人口動態、就業構造についてグラフを用いて記載



■ 年齢3区分別人口

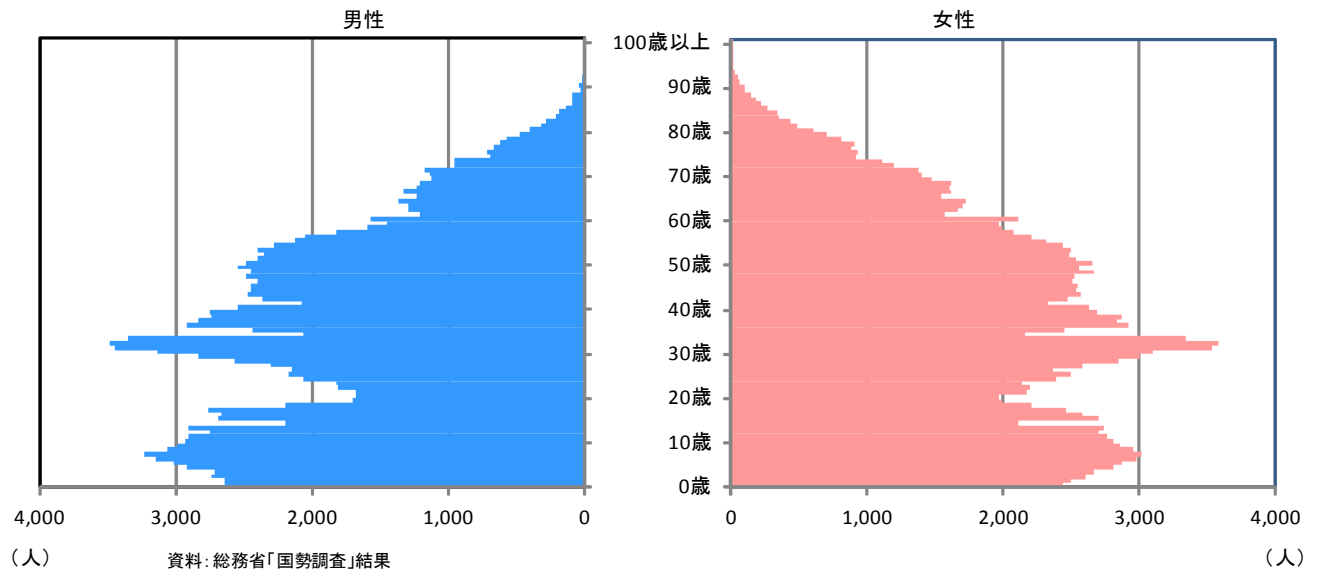


■ 世帯数

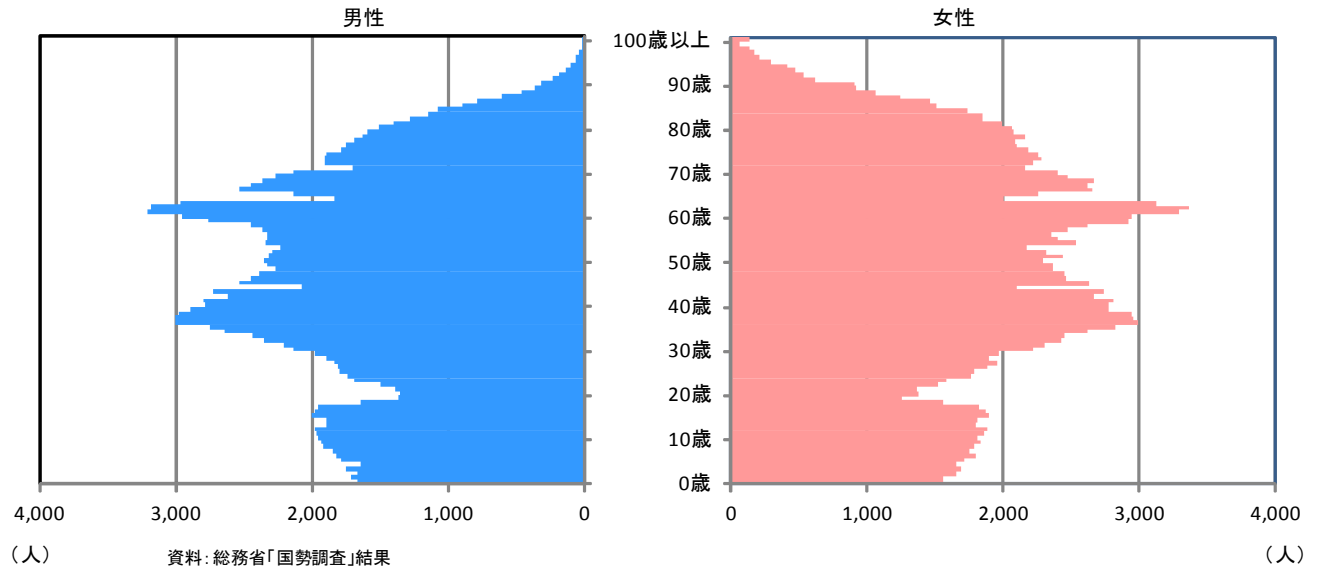


■人口ピラミッド

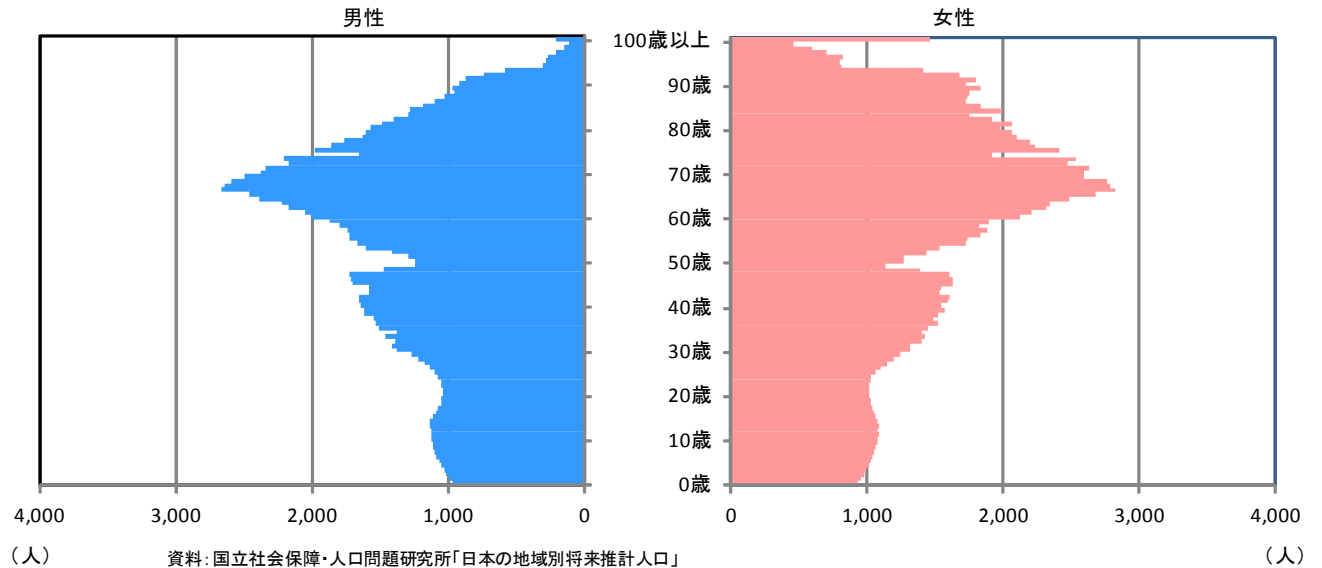
[昭和 55 (1980) 年]



[平成 22 (2010) 年]

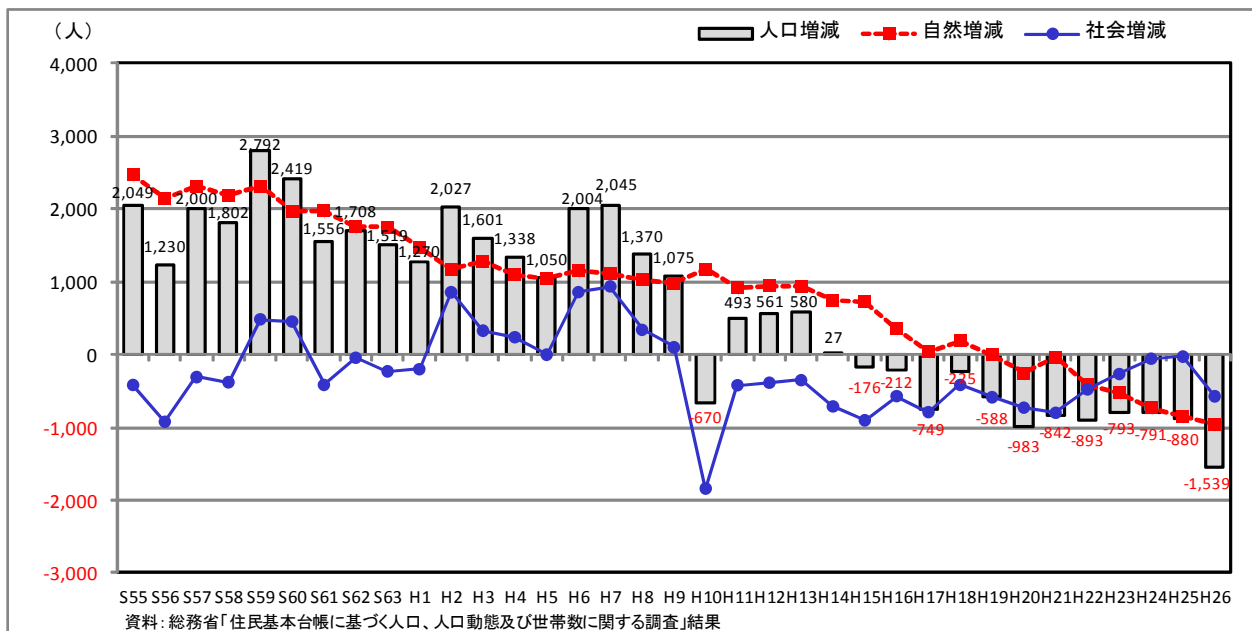


[平成 52 (2040) 年]



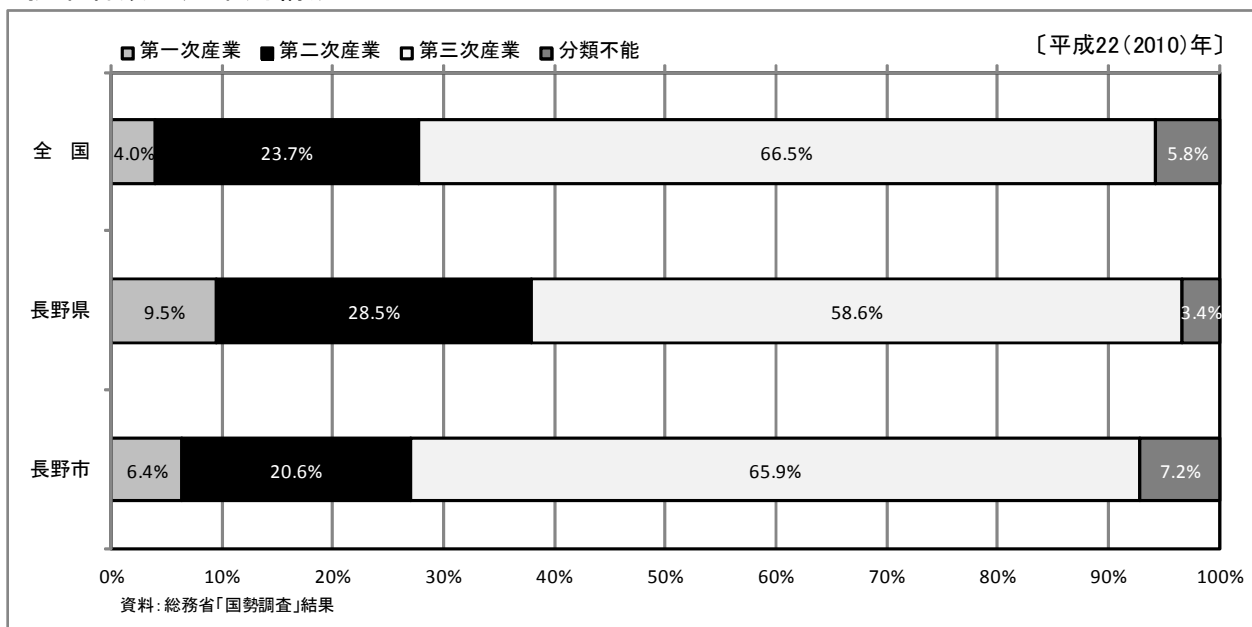
(2) 人口動態

■ 自然動態と社会動態

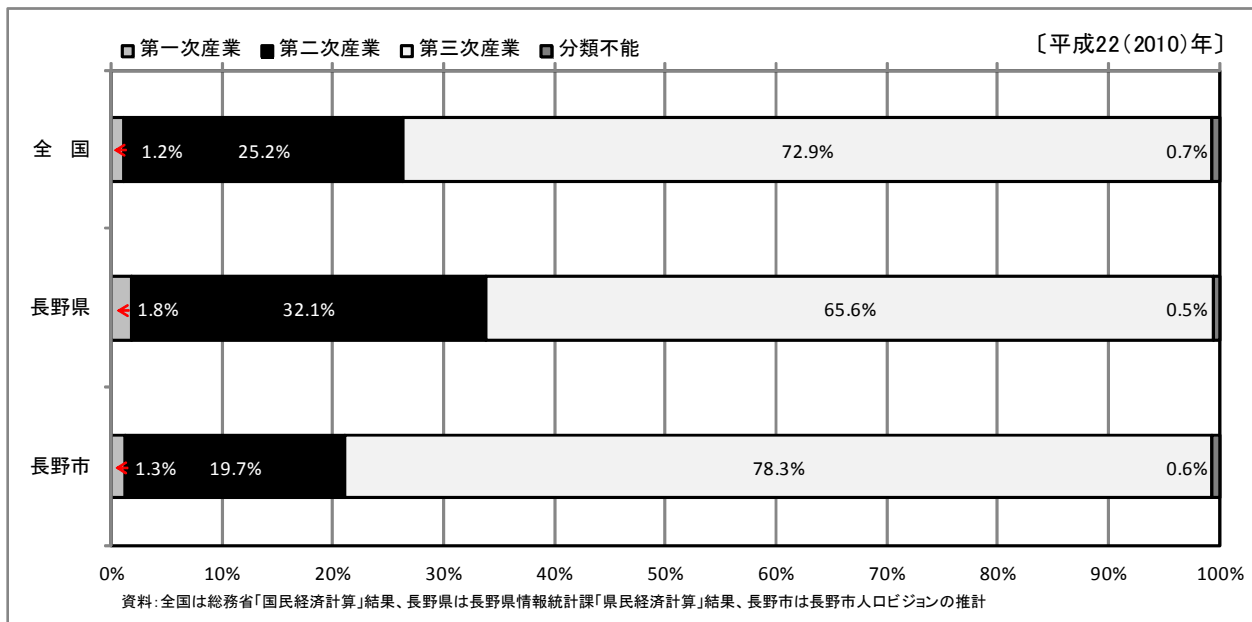


(3) 就業構造

■ 就業者数の産業別構成比



■ 総生産の産業別構成比



II 基本構想

1 まちづくりの基本方針

- ・人口減少の推計などが表すように、時代の転換期を迎えていることから、今後は従来どおりの考え方、姿勢、手法では未来を切り開いていくことはできない。
- ・以下の基本的な方針の下に本計画を実行し、まちの将来像の着実な実現を目指すこととする。

(1) 市民の「幸せ」の実現

- ・人口減少、少子・高齢化が進むとともに、価値観や行政課題が多様で複雑になる中、地方公共団体の基本的役割である地方自治法第1条「住民福祉の増進」を図り、市民個人や地域社会の「幸せ」の増進を図ることが重要である。
- ・より多くの市民が真の豊かさや幸せを実感し、いきいきと生活できるまちを目指す。

(2) 「持続可能な」まちづくりの推進

- ・財政状況は厳しさが増すことが見込まれるため、足腰の強い財政基盤を確立し、限りある行政経営資源を効果的・効率的に活用し持続可能なまちを目指す。
- ・市民の意思と力を活かした市民との協働のまちづくりが進む中、市民や地域の力を原動力にしなが、多様な主体によるまちづくりの担い手と連携して持続可能なまちを目指す。
- ・地球温暖化の防止や生物多様性の確保、限りある資源の有効活用など、直面する環境問題の解決に向けた取組を実施し、持続可能なまちを目指す。

(3) 「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

- ・自然環境、交通環境等、それぞれに強みと課題を抱えており、強みを更に磨き上げるとともに、弱みである課題を解決しながら、長野市らしさを十分に発揮したまちづくりを戦略的に推進する。
- ・人口の減少は、まちの活力の減退に影響するひとつの要因となることから歯止めをかけるとともに、本市特有の地域資源を活用してまちの活力と魅力の維持・創出を目指す。

2 まちの将来像

10年後の将来像について記載

別紙参照

3 土地利用構想

土地の利用に関し、現況と課題を示しながら、利用の基本的方針について記載

(1) 土地利用の現況と課題

(2) 土地利用の基本方針

別紙参照

4 施策の大綱

まちの将来像の実現に向け、7分野ごとにまちづくりの方向を示す

(1) 行政経営分野

(2) 保健・福祉分野

(3) 環境分野

(4) 防災・安全分野

(5) 教育・文化分野

(6) 産業・経済分野

(7) 都市整備分野

別紙参照

基本構想に掲げる「まちの将来像」について

第3回審議会において、出席委員の皆さんから案やキーワードに関するご意見・ご提案をいただきました。

以下の点で整理・検討し、3つの案を提示するものです。

ポイント

- ・10年後の目指す目標である
- ・市内外からの視点と市内外へのインパクト
- ・「長野らしさ」の視点
- ・抽象的でなく具体性のある内容

いただいたご意見・ご提案から抽出した将来像にふさわしい言葉

- ・豊かな自然
- ・優しさ
- ・おもいやり
- ・人與人
- ・元気、活力

※以下は、各分野での「まち」の姿を表す象徴的言葉の参考とします。

- ・地域力を高めながら、安心して生活できるまち
- ・長寿
- ・五輪都市
- ・教育の豊かさ
- ・子ども、高齢者、みんな
- ・本市を訪れる全ての人が安心して楽しめるまち
- ・歴史と文化
- ・長野市の一体感
- ・コミュニティの創生
- ・安全、安心
- ・ネットワーク型のコンパクトシティ
- ・歩けるまち
- ・魅力ある産業
- ・多様性あるまち

案 1**人と自然が共に生きる 明るく元気と活力あふれる（まち） ながの**

理由：「人」は様々な人との繋がり、「自然」は本市の美しい自然を人とのかかわりの中で活かし、共生していくということを捉えています。

互いを尊重し合うこと、助け合いや思い合うことを「共に生きる」と表現しています。

また、「明るく」は市民の満足感、あるいは本市への定住希望者や世界への観光都市としての発信と「おもてなし」の必要性を表しています。

さらに、「元気」は市民、企業、来訪者の元気、人の活力、組織の活力、企業の活力、地域のつながりの中で活力が十分発揮されているという意味合いで「活力」としています。

案 2**優しさ追求都市 ながの****～笑顔と元気あふれる まち～**

理由：「優しさ」は、「人への優しさ」「子育てへの優しさ」「環境への優しさ」等の「本市を構成する要素全てに対する優しさ」を表現しています。

また、まちづくりを進める中で「優しさ」の「追求」を中心に据えることを前面に表しています。

さらに、「優しさ追求都市」をわかりやすく修飾する副題は、具体性を「優しさ」から創出される「笑顔と元気」で表現しました。

案 3**活力あふれ躍動する 幸せ実感都市 ながの****～“オールながの”で未来を創造しよう～**

※この案は、いただきましたご意見・ご提案の中から、いずれかを選択・活用するのではなく、全てを包含する別な言葉を用いています。

理由：人口減少社会、成熟社会の到来を迎える中、本市が抱える強みを更に磨きながら、弱みである課題を解決し「長野らしい魅力ある」まちとして、歩み続けていくことを「活力あふれ躍動する」と表現しています。

また、価値観や行政課題が多様化・複雑化している中、「住民福祉の増進」の実現を目指すとともに、本市の多様性ある構成や成り立ち・特性を踏まえた地域づくりを進め、市全体の「幸せ」の総和の拡大を目指すことを表現しています。

さらに、副題として多くの市民が本市への誇りを胸に未来への希望を実感できるまちづくりに向け、全市を挙げて取り組むことを表しています。

土地 利 用 構 想

土地利用の状況

※ 平成 28 年 4 月現在の数値を掲載予定

参考：第四次長野市総合計画後期基本計画 土地利用構想 (平成 23 年 4 月現在)

1 土地の利用区分別面積

(平成23年4月現在)		
土地の利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	8,960	11%
森 林	54,047	65%
原 野	753	1%
水面・河川・水路	2,960	3%
道 路	3,410	4%
宅 地	6,490	8%
その他	6,865	8%
市域全体	83,485	100%

2 関係法令に基づく計画区域面積

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域の面積 (ha) (平成23年4月現在)	
都市計画法	都市計画区域	21,541	(市域の約26%)
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	43,547	(市域の約52%)
森林法	地域森林計画対象民有林	41,561	(市域の約50%)
自然公園法	国立公園区域	10,204	(市域の約12%)

土地利用の現況と課題

- 市民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源である土地は、市民の理解と協働のもと、公共の福祉を十分考慮し、長期的視点に立った利用を進める必要があります。
- 人口減少の進行による住宅地・商工業用地などの土地利用の需要の減少、また、高齢農業就業者の離農などによる農業及び林業生産活動の土地利用の需要の減少から、土地全体の需要が減少し、低・未利用地が増加するおそれがあることから、土地の適切な管理と有効利用を図る必要があります。
- 自然環境の悪化は、生態系の持つ食料・水の供給機能など生活基盤の維持低下や生物多様性・美しい景観など貴重な資源の喪失を招くおそれがあることから、豊かな自然環境を保全し、適正に活用することが求められています。
- 東日本大震災や長野県神城断層地震などの経験により、安全・安心に対する意識が高まっていることから、自然災害等に対応するため、安全に配慮した土地利用が必要となります。

土地利用の基本方針

- ◇ 土地の適切な管理と有効利用
- ◇ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
- ◇ 安全で安心できる土地利用

◇ 土地の適切な管理と有効利用

- ・ 住宅地・商工業用地などの土地利用については、地域の特性等に応じて都市機能を集約し、中山間地での生活機能を維持しながら、それらを拠点とし、互いの機能を補うネットワークの形成を図るとともに、低・未利用地や既存ストックの有効利用などを図ります。
- ・ 農業及び林業生産活動による土地利用については、優良農地の確保のほか担い手への農地の集積・集約を進め、荒廃農地の発生抑制と農地の有効利用を図ります。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を促進します。

◇ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

- ・ 自然が持つ多様な機能を将来にわたり継承するため、環境保全の取組やバイオマス資源等を活用した再生可能エネルギーの利用を促進し、自然環境と調和のとれた適正な土地利用を推進します。
- ・ 美しい自然、歴史・文化を感じる街並みや魅力ある都市空間などの景観の保全・再生・創出を図るとともに、妙高戸隠連山国立公園などの自然資源の活用や緑豊かな里山環境を活かした観光振興などを通じ、交流人口の増加や地域間の人の流れの拡大を図る土地利用を推進します。

◇ 安全で安心できる土地利用

- ・ 河川改修などのハード対策とハザードマップ作成などのソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を制限するなどの安全性に配慮した土地利用に努めます。

行政経営の方針

背景

かつて経験したことのない人口減少、少子・高齢化の急速な進行に伴い、税収の減少や社会保障関係費の増大などによる厳しい財政状況、まちの活力低下が懸念されるため、中・長期的な視野の下、行政はもとより市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、企業などが相互に協働し、オール長野でまちづくりを推進していく必要があります。

目指す方向

限られた行政経営資源を最適に配分し、最大限に活用するとともに、市民のまちづくりへの積極的な参加と、市政に対する高い市民満足度を実現し、市民が主役の持続可能なまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 市民が主役のまちづくりの推進

- 市民とともにつくる市政を推進します。
- 市民によるまちづくり活動を支援します。

2 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

- 効果的で効率的な行財政運営を推進します。
- 市民の満足が得られる市政を推進します。
- 地方中核都市としての役割を遂行します。

人にやさしく人がいきいき暮らすまち「ながの」

背景

将来を担う子どもの減少や平均寿命の延伸が見込まれる中、若い世代や子育て世代が住みやすく、高齢者が生きがいを感じるとともに、誰もが認め合いながら社会に参加し、健やか（元気）に暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

目指す方向

誰もが健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合う中で、いきいきと暮らすことができるまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 少子化対策・切れ目ない子育て支援

- 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援します。
- 子どもの成長を育む環境を充実します。
- 社会的援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

- 高齢者福祉サービスを充実します。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

3 誰もが自分らしく暮らせる社会の形成

- 障害者（児）福祉を充実します。
- 認め合い、支え合い、活かし合う地域社会を実現します。
- 生活の安定と自立を支援します。

4 安心して暮らせる健康づくりの推進

- 健康の保持・増進を支援します。
- 保健衛生を充実します。
- 地域医療体制を充実します。

5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- 人権尊重社会を実現します。
- 男女共同参画社会を実現します。

人と自然が共生するまち「ながの」

背景

環境を大切にする市民意識が育まれつつある一方、わたしたちの日常生活や社会経済活動が地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引き起こす原因となっていることから、環境保全に向けた取組を促進する必要があります。

目指す方向

市民・地域・事業者・行政などの相互の連携のもと、豊かな自然環境を保全し次世代へ継承するとともに、心地よく暮らせる生活環境を実現することにより、人と自然が共生するまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 人と自然が共生できる体制づくり

- 豊かな自然環境を保全します。
- 資源の循環と適正利用を促進します。

2 心地よく暮らせる生活環境づくり

- 良好な生活環境を保全します。
- 水供給体制と汚水処理体制を維持します。
- 緑化・親水空間を確保します。

安全で安心して暮らせるまち「ながの」

背景

様々な災害の頻発、事件や事故の続発などを背景として、安全・安心に対する意識が高まっており、万が一への適切な備えや対策を講じていく必要があります。

目指す方向

様々な危険から市民の生命・財産・暮らしを守るため、自助や共助の市民意識の醸成を図るとともに、関係機関との連携を図り、安全確保施策を推進し、安全で安心して暮らせるまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 災害に強いまちづくりの推進

- 防災・減災対策を推進します。
- 消防力の充実・強化及び火災を予防します。

2 安心して暮らせる安全社会の構築

- 交通安全対策を推進します。
- 防犯対策を推進します。
- 安全な消費生活を確保します。

豊かな人と文化が輝くまち「ながの」

背景

多世代や地域との関わりの希薄化や社会情勢の変化を背景として、コミュニケーション能力や社会力など生きる力を身に付ける必要性と生きがいや健康を求める風潮の高まりとともに、文化芸術やスポーツ振興が地域の活性化につながることから、教育環境の整備や文化振興の取組を支援する必要があります。

目指す方向

家庭・学校・地域と連携し、様々な体験・経験を通してたくましく生きる人材の育成やニーズに応じた学習環境を整備するとともに、文化芸術やスポーツへ参加しやすい機運の醸成を図り、地域に息づく多彩な文化を継承し、豊かな人と文化が輝くまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備

- 幼児教育から高等教育の充実を図ります。
- 子どもに応じた支援の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域と連携し教育力の向上を図ります。

2 豊かな人生を送るための学習環境の整備

- 生涯学習環境の充実を図ります。
- 学習成果を活かし地域づくりへの参加を促進します。

3 魅力あふれる文化の創造と継承

- 文化芸術活動を支援しだれもが親しめる環境を創造します。
- 文化を継承し魅力ある地域づくりを推進します。

4 スポーツを軸としたまちづくりの推進

- だれもがスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。
- 競技スポーツを振興し競技力の向上を図ります。

5 国際交流・多文化共生の推進

- 異文化理解を深めグローバルな活動を支援します。
- 多文化と共生し地域づくりを推進します。

産業の活力と賑わいのあふれるまち「ながの」

背景

市場のグローバル化、消費者ニーズの多様化、国内市場の縮小という経済環境の中で、産業の担い手の確保及び成長性と魅力を兼ね備えた産業の創出が求められており、長期的視点を持ちつつ成果が見える施策を講じていく必要があります。

目指す方向

多様化するニーズに対応した持続可能な産業を実現するため、産業の担い手の育成を図りながら、地域特性を活かした産業の振興を図り、多様な就労形態が支える、活力と賑わいのあふれるまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 観光の振興とコンベンション誘致の推進

- 豊富な観光資源等を活かし観光交流を促進します。
- 効果的な情報発信及び広域的市町村連携を推進します。
- コンベンションの誘致を促進します。

2 農林業の振興

- 多様な担い手が支える力強い農業を推進します。
- 森林の保全と資源の活用を促進します。

3 産業の集積と商工業の振興

- 地域産業の振興と集積を推進します。
- 人材育成、創業や新製品・新技術開発を促進します。
- 地域の特性を活かした商工業の振興を推進します。

4 就労の促進

- 就労を促進するとともに多様な働き方を支援します。
- 勤労者福祉の増進を図ります。

快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」

背景

都市部では、市街地の拡散と人口密度の低下による低・未利用地が増加している一方、中山間地では、過疎化が進行しています。今後は、インフラの維持や居住者の生活を支える市民サービスの提供が困難になることが予想されるため、誰もが暮らしやすく、活動しやすい都市整備が必要です。

目指す方向

地域の特性に応じた都市機能の集約・集積、中山間地での生活機能の維持、またそれらを拠点とし、互いの機能を補うネットワークの形成を図るとともに、豊かな自然、歴史・文化を活かした交流と賑わいのある、快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進

- 地域の特性に応じた都市機能や生活機能を充実します。
- 多世代の誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 地域の特色を活かした景観を形成します。

2 拠点をつなぐネットワークの充実

- 市民ニーズに応じた公共交通の充実を図ります。
- 拠点をつなぐ道路網を整備します。

第五次総合計画と人口ビジョン・総合戦略の関係

